

化学物質等の正しい使用・管理・廃棄のためのチェックシート

本チェックリストは主に千葉大学の教育、研究または医療で使用・保管している化学物質（試薬・薬品）等について、その使用による火災や爆発、健康障害（火傷、中毒など）、試薬の盗難、有害汚染物質の環境中への放出の防止等のために、必要最低限と思われる項目についてのチェックリストです。各研究室においては、適宜、教員等の指導者あるいは学生自らがチェックを行い、どのような点に注意すればよいのかをよく認識して、試薬・薬品の購入、使用・管理から廃棄に至るまでを円滑にできるように心がけて下さい。よく分からない点があれば、ククリス事務局（内線 4 4 8 8、cucris@office.chiba-u.jp）等に問い合わせ下さい。

化学物質（試薬・薬品）は「購入した時」と「使い終わった時」に必ずククリス（CUCRIS、千葉大学化学物質管理システム）に登録し、使用・保管中は適切に管理されている。

- 化学物質：試薬として購入した元素や化合物（但し放射性物質や医薬品等についてはククリス登録不要）
- 瓶や缶の単位で登録可能（但し重量変化の記録をする時は用紙に直接記入でも可）、薬品専用の棚で保管管理

毒物・劇物（試薬ラベルに「医薬用外劇物」などと記載）は、施錠した薬品棚に厳重に保管し、毒劇物管理簿（安全衛生管理マニュアルに様式例あり）も薬品毎に現在数量（重量）がわかるように管理されている。

※ 2020 年の東京オリパラでのテロ防止に向けて、警察庁から全国の大学へ管理強化の要請あり

- 厳重な管理（施錠や表示）および使用履歴と使用残量の把握を「毒物及び劇物取締法」で規定
- 使用するたびに重量を記録、使用していないときも定期的に重量をチェックし記録（ピンゴと測定しても可）
また、爆発物原料となりうる「アセトン、硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、尿素、ヘキサミン」も 2020 年まで暫定的に要記録
- 盗難などにあったときは直ちに研究室の長や学部長などに報告（警察への通報義務あり、劇物の紛失事例あり）

購入した試薬・薬品はその性質を理解して安全な使い方をしている。

- SDS（旧 MSDS、化学物質等安全データシート、Web サイトから入手可）で試薬の危険性、取り扱い上の注意など概略を把握し、化学物質のリスクアセスメントを実施（安衛法の改正に伴い、平成 28 年 6 月より実施義務あり）
- 中毒防止のため局所排気（ドラフトなど）や除害設備（スクラパーなど）や手袋などの保護具を適切に使用

使用後の薬品・試薬（実験廃液など）の廃棄方法を理解して安全に正しく廃棄している。

- 環境汚染物質を環境中に廃棄（実験室の流しに廃棄するなど）しないようにする注意義務
- 廃液（有害固形物も含む）を定められた容器に分別貯留し、定期的に指定場所へ運搬
- 廃棄方法が分からないときの問い合わせ先の認識（施設環境部、ククリス事務局など）

本学が指定する特別健康診断を受診している。

- 指導教員の指示により学生自らが該当薬品を使用していること、および特別健康診断に該当することを認識
- 実験室で一定量以上使用しているときは「有機溶剤使用上の注意事項」等の配慮項目の適切な表示

高圧ガスボンベの使用および貯蔵が適正にできている。

- ボンベの地震対策ができており、貯蔵ボンベは圧力調整弁（レギュレーター）を外してキャップをつけて保管
- 当面使用予定のないボンベは販売事業者へ返却（小型買取りボンベも返却、塩素ボンベのガス漏れ事例あり）
- ボンベの受払簿を記入して研究室で管理・保管（高圧ガス保安法[旧高圧ガス取締法]で受払簿作成を規定）

薬品やガスボンベによる火災などが発生したときの緊急時の対応ができています。

- 消火器が必要な本数実験室内に設置され室員が訓練等により使用法を熟知
- 初期消火ができないときは直ぐに避難し、安全を確保して 1 1 9 番（消防署）へ通報
- 正門守衛室（西千葉キャンパスの場合、043-290-2110 または 2082）等の緊急時連絡先の実験室内掲示

実験中の事故による負傷などに備え学生は「学生教育研究災害傷害保険」に加入している。

- 入学時に卒業時分まで加入、留年者や研究生は 1 年単位で学部学務係にて再加入手続き（郵便振替で振込み）要

以上